

税法上の適格リース取引と法人税法施行令136条の3

金　　山　　剛

目　　次

1.はじめに	47頁
2.税法上の適格リース取引	48頁
2.1 札幌市中小企業設備合理化促進条例事件	48頁
2.1.1【事実の概要】	48頁
2.1.2【判　　旨】	49頁
2.2いわゆる「昭53リース通達」と「昭63リース通達」	50頁
2.2.1「昭53リース通達」発遣の背景	50頁
2.2.2「昭53リース通達」の内容	51頁
2.2.3「昭63リース通達」発遣の背景	52頁
2.2.4「昭63リース通達」の内容	53頁
3.法人税法施行令136条の3の制定	54頁
3.1 リース通達における数量基準の立法化	54頁
3.2 税法適格リース取引とリース会計基準の調和	56頁
4.リース契約の法的性格	57頁
4.1リース契約の判例	57頁
4.1.1【事実の概要】	57頁
4.1.2【判　　旨】	57頁
4.1.3【裁判例の流れ】	58頁
4.1.4【小　　括】	59頁
5.リース取引の課税上の問題点	60頁
5.1 リース取引に対する規制の検討	60頁
6.むすび	61頁

1.はじめに

我が国のリース取引の概念は、会計学上のものと税法上のものとは異なる。

両者におけるリースの定義そのものは共通するが、税法上認められる、いわば税法適格リースの概念は、会計学のそれより若干狭く把握され、その差異の部分が実質的な税法上のリース規制となっている。

税法上のリース取引については、法人税法施行令第136条の3において、これに該当しないもの(ないしはするもの)についての規定がおかれて、この法令の解釈通達として法人税基本通達第12章の5が国税庁から発遣されているところである。

これらの規定において、会計上はリース取引の範疇であっても、税法上は「課税の公平性」という観点から、必ずしも適格リース取引とは認められない(ないしは認められる)ものを明示してい

るものと思われる。

この税法上の適格リース取引と認められるものも含めて、我が国で実務上行われているリース取引といわれているものには、多種多様なものが存在するが、それらは一般的に、オペレーティング・リース取引とファイナンス・リース取引とに大きく区分することができる。

本稿では、そのうちのファイナンス・リース取引（契約）について、税法上ないしは税務上の規制の推移を概観した上で、判例をもとにその法的性質を明らかにし、リース取引の課税上の問題点を検討、考察することを目的としている。

2. 税法上の適格リース取引

リース取引は、法的には、エンドユーザーである企業（ないしは個人事業者）が特定の機械、設備などを調達するに当たり、リース会社との普通契約約款に基づく契約を締結することで開始される。

因みに、我が国の税務上（税法上）のリース取引の取扱は、昭和53年7月20日までは、その基準が明らかにされていなかったため、リース取引に係る課税上の統一的な取扱もなされていなかった。

しかし、その後のリース取引の加速度的普及に伴い、大量案件を公平かつ統一的に取り扱うことが要請されるようになり、国税庁は「リース通達」という形式でそれらに対応し、規制をしていくことになった。

以下に、税務上のリース取引の取扱に大きな影響を与える、「リース通達」制定の契機ともなった、昭和43年8月の札幌市中小企業設備合理化促進条例事件における最高裁判決を確認し、当該リース通達の発遣にいたる背景とその内容等を概観することにしたい。

尚、「通達」は、本来、下級行政手続やその職員を拘束するものであり、直接納税者を拘束するものではないが、租税に関する通達は、租税に関して具体的な基準を示すものとして公平な課税を行う上で不可欠なところから、実質的には、法源と同様の法的拘束力を有するものとされている。

2. 1 札幌市中小企業設備合理化促進条例事件

〔昭和43年8月27日最高裁第3小法廷判決、昭和40年（行ツ）第85号、審査決定取消請求上告事件（税務訴訟資料53巻313頁）〕

2. 1. 1 〔事実の概要〕

本件は、札幌市が中小企業設備合理化促進条例に基づいて購入した機械（法定耐用年数20年）を借主である中小企業経営者に5年間貸与し、その期間中に借主が物件購入代金に相当する当初納付金、普通使用料、および利息に相当する特別使用料を完納した時は、その機械の所有権が無償で借主に移転するというものであった。

税務署長は、札幌市と中小企業経営者との間のこの取引について、これを所有権留保付割賦販売とみて、借主が損金算入していた当初納付金、使用料のうち、当該機械の減価償却超過部分について否認、更正処分を行ったことに対して、その取消を求めて争われた事案である。

2. 1. 2 [判 旨]

最高裁は、以下の理由で市条例による機械の使用許可に基づく法律関係は、割賦販売に当たるとした。

- (1) 上告人(借主)は、札幌市条例に基づく機械等の使用許可の法律関係を使用料等の完納を停止条件とする所有権移転契約と機械等の賃貸借契約とが同時になされた混合契約であると主張するが、本件市条例は、市内中小企業者に機械等を設置保有させて企業設備の近代化、合理化を企図するものである。
- (2) 使用料は、普通使用料と特別使用料とに分けられているが、前者は当初納付金と共に市が借主のために購入した機械等の買入代金の分割弁済を意味し、後者は、未回収部分に対する利息と認められる。
- (3) 納付金の完済まで、その機械等の所有権を市に留保する定めは、もっぱら市の上記支出金額の回収確保のためと解し得る。
- (4) もし上記使用許可が機械等の貸付であるとすれば、市条例による機械等の使用期間(5年)が法定耐用年数(20年)に比して一般的に短く、しかも使用期間更新のみちもなく、かつ使用料が上述のような金額であることは理解しがたい。

本制度をリース取引に置き換えると、札幌市が貸主(レッサー)となり販売業者(サプライヤー)から機械を購入して借主の中小企業者(レッシー)に所有権移転リースとしての賃貸借契約することになることだろう。

そして、本件契約の争点を要約すれば、長い法定耐用年数(20年)と短い償却年数(5年)という、極めて本質的なリース取引の課税上の問題に帰着する。すなわち、法定耐用年数が20年の機械について、リース期間を5年に設定すれば、本来、20年で償却すべきところ5年で償却することになり、その分、賃借料の損金算入額が過大に計上でき、結果として、法人税なり所得税の負担を軽減することも可能となるからである。

そこで、徴税サイドの税務署長はあくまでリース取引ではなく、実質は割賦販売であるとして更正処分をなしたのであり、最高裁は課税庁側の意向に沿った判断を示し、当該処分を相当としたものである。

しかし、リース契約について、民法および商法においても明文の規定のない中で、一旦適法かつ

有効に成立した賃貸借取引を、税法上にも明確な規定もないまま、いわば課税庁側の論理で否認し、更正処分をなしたことを相当とする最高裁のこの判断は疑問とされよう。既に触れたように、課税庁からのリース取引に係る課税上の統一的な取扱基準は、昭和53年7月20日までは、明らかにされることはなかった。

その後も急速に拡大していく一方のリース取引に伴って、上記事案のように、リースを利用した場合の賃借料と資産を購入した場合の減価償却額との損金算入額の格差の問題が次第にクローズ・アップされるようになってきた。

そこで国税庁は、税法上適格であるリース取引の統一的な取扱基準を定め、納税者の課税上の公平性を確保すべく「リース通達」を発遣するところとなつたが、以下に改めてその背景等について触れてみたい。

2. 2 いわゆる「昭53リース通達」と「昭63リース通達」

2. 2. 1 「昭53リース通達」発遣の背景

我が国にリース取引（以下、特に区別する必要のない限り単にリースという。）を専業とする会社が発足してから40年になる。その間一貫して、リースの性格につき、これを税法上（税務上）はどう取り扱えば課税上の公平性が確保されるかの議論がなされてきているが、その主たる論点は、リース料の全額損金算入の問題、およびそれと密接に関係するリース期間と法定耐用年数の問題である。

リースは、企業の新しい設備調達手段として発展し、社会的認知を得ている一方で、その法形式と税務上（経済的実質）には異なる考え方がある事実である。というのは、リースの本質は、法的には、ユーザーであるレッサーが希望する機械、設備その他の物件をレッサーであるリース会社がレッサーに代わってメーカー、ディーラーから調達（購入）し、これをレッサーとの普通契約約款に基づくリース契約によってある程度長期に渡って賃貸する取引形態である。したがって、リース会社とレッサーとの間で締結されるこのリース契約は、賃貸借契約ともいいうことができる。

一方、税務上の取扱いは法形式と経済的実質とが異なるときは、経済的実質に従って租税法規が適用されることになるのである。すなわち、誰が収益を経済的支配しているかという経済上の帰属（経済的実質）によって実質所得者を決定しようとする概念であり、これを、一般的には、経済的実質主義あるいは実質所得者課税の原則といいう¹⁾。

リース取引につき、以下のものは課税の公平性という観点からは問題なしとはしない。

¹⁾拙稿「法人格否認の法理の税法領域への適用に関する一考察」『研究紀要』札幌学院大学大学院法学研究科、1997年、2頁参照。

- ① 譲渡条件付リースのようなその取引実態からみて割賦または延払形式の売買と経済的実質において同様のもの
- ② リース期間が法定耐用年数や使用可能期間に比べて著しく短いもの（レッサーはリース料を早期に損金処理するため、早期償却と同様の効果が得られる）
- ③ リース物件がレッサー以外には使用が不可能な専用性の高い物件のリース（使用可能期間の全てを実質上、レッサーが使用することになり、譲渡と同様の効果を齎す）
- ④ 中古資産のリース・バック

これらのリースの実質的な規制として、その取引の実態を踏まえ、国税庁は租税負担の公平の原則を大義名分に、昭和53年7月「リース取引に係る法人税及び所得税の取扱いについて」（以下「昭53リース通達」という。）なる国税庁長官通達を発遣したものである²⁾。

2. 2. 2 「昭53リース通達」の内容

この通達において、リース取引とは、

- (1) リース期間が定められており、その期間中のリース料の合計額が、少なくとも、リース会社におけるその物件取得価額および付随費用の額のおおむね全部を支弁するように定められていて、（この場合、「おおむね全部」とは、リース会社におけるリース物件の取得価額およびその付随費用の90%に相当する金額以上である場合をいう。）
- (2) リース期間中における契約の解除が禁止されているもの。すなわちフル・ペイアウト、ノン・キャンセラブルで一定の条件に合致するリースは、税務上の（ファイナンス）リース取引として認められることになった。

そして、次に掲げるリース取引は、原則的にリース物件の引渡しの時点で売買が行われたものとして取り扱うこととされた。

- ① リース期間の経過後にそのリース物件を無償または名目的な対価により賃借人に譲渡すること、または無償と変わらない名目的な再リース料によって再リースすることがリース契約において定められているリース取引
- ② 土地、建物、建物附属設備または構築物を対象とするリース取引
売買として取り扱うリース取引
- ③ 機械装置等で、その主要部分が賃借人における用途、その設置場所の状況等に合わせて特別な仕様により製作されたものであるため、リース会社がその返還を受けて再び他に賃貸することが

²⁾拙稿「日本におけるレバレッジド・リースの実証的考察」（上）『経済学研究』北海道大学第50巻第3号、2000年、149頁参照。

困難であって、その使用可能期間を通じて当該賃借人においてのみ使用されると認められるものを対象とするリース取引

④ 建設工事用の仮設資材のように賃借人における使用または消費の状況からみてリース物件の特定が不可能と認められるものを対象とするリース取引

⑤ ①から④までに掲げるリース取引以外のリース取引で、そのリース契約においてリース期間がリース物件の法定耐用年数に比べて相当短く定められ、かつ、リース期間の中途またはリース期間の経過後に賃借人がそのリース物件を購入する権利または義務を有する旨定められているものなお、⑤の「法定耐用年数に比べて相当短い期間」とは、リース期間がリース物件の法定耐用年数の70%（法定耐用年数が10年以上のものは60%）に相当する年数を下回る期間であるかどうかにより判定されるとされた。

また、リース期間が相当に短い場合には、当該リース期間に再リース期間を加えた期間をリース期間として算定された額を基礎として、その額を超えるものについては前払費用として取り扱うとされた。

そのほか、この「昭53リース通達」では、中古資産をリース・バックした場合において、その一連の取引が取引当事者の意図、取引物件の内容からみて実質的に金融取引と認められるときは、当初からその譲渡はなかったものとして取り扱うものとされた。

2. 2. 3 「昭63リース通達」発遣の背景

上にみた「昭53リース通達」は、昭和38年以来、急激な勢いで拡大していくリースを通常の賃貸借取引と同様に取り扱うだけでは、課税上の不公平を惹起し、それは結果として納税意欲を退行させる等の弊害に結びつくことから、これに対処すべく設けられたものであった。

そこにおいて規制の対象となるリース取引は、上に述べたように、売買的性格を持つもの、短期間のリース、中古資産のリース・バック取引であったが、とりわけ法定耐用年数よりも極端に短いリース期間によるリースは、ユーザーにとってはリース料の損金算入が多額になり、早期償却と同様の効果が生じることから納税者にとっては有利なものとなるが、その分だけ課税上の不公平を生じさせることにもなるのである。

そこで「昭53リース通達」は、この課税上の弊害を排除しようとするものであり、当然ながら、そこにおいてはリース期間が法定耐用年数よりも長いケースは想定されてはいなかった。

ところが、昭和60年頃からは日本型「レバレッジド・リース」といわれる新しい形態のリースが出現してきた。

このリースは、通常のファイナンス・リースとは形態を異にし、アメリカ型「レバレッジド・リース」をベースに時代の要請に応える形で生まれたものであり、未上場の高収益の企業が（任意）

組合を組織し、リース物件価額の20～25%程度の出資をすることで事実上のレッサーとなり、そのリース物件の全体にかかる減価償却費を損金計上できるメリットを手に入れ、結果として、法人税の課税繰延べを可能とする税務上の特典を享受できるというものであり、従来からのリース会社がリース物件を取得し、それをレッサーにリースするという形式とは機能的に異なるものであった。

その後、この日本型レバレッジド・リースは、この任意組合方式から匿名組合方式へとさらに進化を遂げ、航空会社の航空機の最も合理的な調達手段として広く利用されていくことになっていった。

特にこの形態のリースは、リース対象物件が大型航空機という場合が多く、一機当たりも巨額なものであり、そのインパクトは大きく、課税上の問題点が国会でも取り上げられ議論される程になった。

匿名組合方式で仕組まれたこのリースは、レッサー側のリース料収入を金融機関からの借入金の返済資金に充当しつつ、リース期間の当初においてリース料収入よりもリース物件の減価償却費の方が大きく上回るように仕組まれていることから、リース期間は論理必然的に法定耐用年数よりも長くなるものであった。

そこで、このレッサー側に生ずる納税上の特典（課税上からは弊害）に対処し、租税負担の公平を図るべくリース期間がリース物件の法定耐用年数より長いケースについて、国税庁は、昭和63年3月「リース期間が法定耐用年数よりも長いリース取引に対する税務上の取扱いについて」（以下「昭63リース通達」という。）なる通達を発遣したものである³⁾。

2. 2. 4 「昭63リース通達」の内容

この通達において、リース契約に係わる取引のうち次のすべての要件に該当するリース取引で、リース期間が法定耐用年数の100分の120に相当する年数を超えるものは、金融取引または売買取引として取り扱うこととされた。

- (1) リース物件がいったん賃借人に取得された上でその賃貸借を行うことを条件に賃貸人に譲渡されたものであること、またはリース物件を賃貸人が直接取得した上で賃貸する形式を探るものであっても、その選定等が実質的に賃借人において行われていると認められるもの
- (2) リース期間中の賃貸料の合計額が、リース物件の取得価額及びその取引に係る付随費用の合計額おおむね全部を回収するものとして算定されていること
- (3) リース期間中のリース契約の解除が禁止されていることあるいは中途解約する場合でも、賃借

³⁾ 拙稿、前掲149～150頁参照。

人が未経過期間のリース料のおおむね全部またはその物件につき引取りをすることが明らかなこと

(4) リース契約に賃借人が公正な市場価額でリース物件を購入する旨の条項が付されていないこと

(4)の場合、リース契約の中に上に記した旨の条項が付されている賃貸借取引であっても、次のすべての要件を満たすものではない時には、「公正市場価額条項」が付されていないものとして取り扱われることとされた。

① リース物件のリース期間終了時における市場価額(リース料の算定に当たって取得価額及びその付随費用の額の合計のうちリース料として回収しない金額をいう。)を上回る可能性が高いと認められること

② 賃借人がリース物件を購入する権利若しくは義務を有する場合、当該権利または義務の履行をするときまたは賃借人がリース物件を引き取る場合のいずれにおいても、残価と市場価額との差額についていかなる清算または調整を行わないことが明らかであること

③ リース期間がリース物件の使用可能期間より相当短いこと

3. 法人税法施行令136条の3の制定

3. 1 リース通達における数量基準の立法化

上にみるように「昭53リース通達」は、レッサーに対し、リース期間がリース物件の法定耐用年数の70%または60%に相当する年数を下回っているものの加速償却(短期償却効果)に一定の籠を嵌めるものであった。

また、「昭63リース通達」は、レバレッジド・リースにおけるレッサーに対し、リース期間がリース物件の法定耐用年数の120%に相当する年数より長いものの法人税の繰延効果に籠を嵌め、規制をすることで同様に租税負担の公平を求めたものである。

両通達とも税務上のリースの判定基準にはフル・ペイアウトおよびノン・キャンセラブルが挙げられており、原則的にはファイナンス・リースとしての賃貸借処理の取扱がなされるものとされた。ところで、これら2つのリース通達における数量的判断基準の根拠となったものに、以下の背景があったといわれる。

「昭53リース通達」発遣前は、レッサーが固定資産を購入して貸借対照表に資産計上(オン・バランス)して(減価)償却するよりは、リースを利用して物件を調達することで、貸借対照表上をオフ・バランスとし、同時にリース期間も短く設定することでリース利用企業の加速償却をすすめさせることがリース会社のセールス・トークとなっていた。

一方で、この2つのセールス・ポイントは、課税当局からみれば、課税上の弊害としか写らないものであった。

すなわち、元来、リースの大半がファイナンス・リースで、固定資産を購入する資金の供与を目的とした金融であり、借入金で固定資産を購入し、これをオン・バランスして償却する場合と、逆にオフ・バランスのまま、借入金の返済代りにリース料を支払い、しかもそのリース料を費用として全額損金に算入する場合との課税面での比較考量がなされ、事態が問題化したのである。

また、リース期間を取り上げれば、例えば、法定耐用年数が8年の固定資産について、リース期間を5年に設定することによって、本来は8年で償却すべきところを5年で償却することになり、その分、支払リース料が過大に損金算入されることになり、公平を逸することに繋がるとされたのである。

償却方法もリース取引に密接に関連した。我が国における2つの代表的な償却方法として、定率法と定額法が存在することは周知のところであるが、そのうちの定率法の場合、初期における償却額は、漸近線で示される如く、その率は大であり、その後、期間の経過とともに遞減する。

一方、支払リース料は定額であることから、定率法による償却と定額法による償却とがどの時点で均衡するかを考慮したとき、法定耐用年数の70%以上のリース期間であれば、それらの課税面での公平性は確保できるとされたのである。

のことから、「昭53リース通達」は定率法と定額法との差を許容限度とし、(税法) 適格リースの条件を規定したものであるといわれることがある。

他方、「昭63リース通達」は、上記とは逆に、投資家サイド、すなわちレッサー側が法定耐用年数よりも極端に長いリース期間を設定することによって、受取リース料の収益計上を繰り延べ、また、リース資産については定率法で減価償却を行うことの相乗効果によって課税の繰延を図るというものである。

そこで、「昭53リース通達」と同様の発想で、法定耐用年数の20%の割り増し期間であれば定率法と定額法の許容範囲内と説明でき得ることが背景にあったといわれている⁴⁾。

「昭63リース通達」の発遣後の昭和63年12月にはリース事業協会の自主規制が出され、日本型レバレッジド・リースは一段と厳しい規制を受けることになっていった。

このような中、国際的な比較から我が国の租税負担率の問題が議論されるようになり、平成10年3月31日には普通法人の税率が37.5%から34.5%に引き下げられ、その見返りの財源として、各種の課税の強化が検討された。

その一環として、リース取引の課税強化も検討されたが、我が国においては、「昭53リース通達」および「昭63リース通達」が社会的に定着しているところから、リース取引についての実質的な改正は見送られ、その代替的な措置として、法人税法施行令第136条の3を新たに制定し、リース料の損金算入の可否を明確にした。

⁴⁾ 渡辺淑夫「徹底解説 最新事例による会社経費の事実認定 リース取引をめぐって」『税経通信』1998年、Vol.48、No.10、62~63頁参照。

すなわち、上記の「昭53リース通達」、「昭63リース通達」の両通達は省令（法人税法施行令第136条の3）という形で踏襲され、事実上、そのまま立法化されたのである。

また、課税サイドの恣意性を抑制するとの趣旨から、法令解釈通達として、法人税基本通達第12章の2「リース取引」（現行法人税基本通達第12章の5）が平成10年12月に制定され、従前の両通達は廃止されることになった。

3. 2 税法適格リース取引とリース会計基準の調和

税法上の適格リース取引の取扱いは、原則的には法形式を重視しつつ、そこに課税の公平性という視点を取り入れている。

リース契約は法形式上の視点からすれば賃貸借契約であり、したがって、原則的には賃貸借取引の取扱いをしつつ、課税上は、公平性の視点からその経済的実質に着目し、その中で、売買取引と認められるものについてこれを規定している。

これはアメリカやドイツが税務リース基準のみならず税法全般の根源的な論拠としている「形式よりも実質（substance over form）」⁵⁾を我が国においても同様に論拠としているものと思われる。

すなわち、法形式と経済的実質が異なるときは、経済的実質にしたがって租税法規を適用していく、「実質主義」ないしは「実質所得者課税の原則」である。

一方、会計の立場からは、法形式よりも経済的実態（経営実態）を正確に財務諸表に反映するために、ファイナンス・リースについて売買取引に準じた会計処理をすること求め、原則的にはレッサー側にオン・バランスを求めている。

リース取引に対する基本的な認識の部分では、双方に大きな差異はないと考えられるが、その処理方法は若干異なる。

具体的には、平成5年6月17日、企業会計審議会から公表された「リース取引に係る会計基準に関する意見書」（以下、リース会計基準という。）において、ファイナンス・リースを「所有権移転ファイナンス・リース」と「所有権移転外ファイナンス・リース」とに二区分し、「所有権移転外ファイナンス・リース」については注記において売買処理に相当する情報の開示を条件に賃貸借処理を認めている。

これは税法上の取扱との整合性と調和を保つことと、それまでの実務をある程度踏襲できるようにリース事業協会傘下企業やリース利用企業の意向を参酌した結果だとされる⁶⁾が、同時に、「リース会計基準」が本来有しているとされる「規範性」、「準拠性」を自ら放棄し、税務上の通達の事実上の規制による会計実務の現実を追認したものに過ぎないと指摘⁷⁾も散見されるものとなつていい

⁵⁾ 抽稿前掲「法人格否認の法理の税法領域への適用に関する一考察」20頁参照。

⁶⁾ 茅根 聰『リース会計』1998年、新世社、124頁参照。

る。

4. リース契約の法的性格

4. 1 リース契約の判例

リース（取引）契約の性格に関して、リース物件の使用収益とリース料の支払とは対価関係にあるか、また、ファイナンス・リース契約は賃貸借契約に当たるかについての判断が示されているので以下に述べたい。

リース会社がユーザーの倒産によりリース物件を引き揚げた場合のユーザーのリース料支払い義務の存否

〔昭和61年10月30日東京高裁第2民事部判決、昭和61年（ネ）第527号、保証債務請求控訴事件（金融・商事判例768号26頁）〕

4. 1. 1 [事実の概要]

X（原告、控訴人）は、昭和57年9月20日、訴外A会社に対し、オフィス・コンピューター等の物件（以下「本件物件」という。）を、期間5年、リース料月額10万8千円の約定でリースする契約（以下「本件リース契約」という。）を締結し、これを引き渡したが、A会社が昭和58年2月分のリース料の支払を怠ったので、同年3月9日、本件リース契約を解除した上、A会社の連帯保証人Y（被告、被控訴人）らに対し、残存リース料相当の約定損害金の支払を求めたものである。

これに対し、Yらは、本件リース契約の対象である本件物件は、昭和58年2月3、4日ころ、Xによって引き揚げられたのであるから、昭和58年2月以降のリース料不払は債務不履行とはならないなどと反論した。

4. 1. 2 [判旨]

1審の東京地裁は昭和61年2月19日、以下のような判断を示していた。
「賃貸借契約にあっては、賃貸人が賃借人に対し、目的物の使用収益をさせる義務を負い、賃借人がその対価として賃料支払義務を負うが、右賃貸人の使用収益させる義務は、目的物の引渡し後も目的物を賃借人の使用収益に適した状態においておく義務をも含むものであるから、賃貸借の継続中に、賃借人が目的物の使用収益をし得なくなった場合、賃借人としては右使用収益をし得なくなつ

⁷⁾ 井上久彌「『リース会計基準意見書』と税法」『税経通信』1993年、Vol.48 No.10、185頁参照。

た期間につき賃料を支払う義務を負わぬものというべく、また、賃貸人は改めて目的物を賃借人の使用収益に適した状態におく義務があるというべきであり、これらのこととは、賃貸借の性質を有するとみるとべきリース契約においても何ら異なるものではな」く、「Xは、昭和58年2月、A会社から本件物件を引き揚げ、その後本件物件を提供していないのであるから、A会社がそれ以降賃料支払義務を負っていないというべく、Xはリース料不払を理由としてリース契約を有効に解除することはできない」とし、Xの請求を棄却するものであった。

しかし、控訴審で東京高裁は原判決を変更して以下の判断を示した。

ファイナンス・リース契約は「賃貸借契約の形式を探ってはいるものの、物件の購入使用を希望するユーザーに代わって、リース業者が販売業者から物件を購入のうえ、ユーザーに長期間これを使用収益させ、右購入代金に金利等の諸経費を加えたものをリース料として回収する制度であるから、その実体はユーザーに対する金融上の便宜を付与するものにほかならない。」「リース料の支払債務は契約の締結と同時に全額につきが発生しているが、ただそれが月々のリース料(賃料)支払という方式で期限の猶予が与えられているにすぎないものと考えられる。そうすると、ユーザーのリース料支払はリース物件の使用収益とは対価関係にあるものとは言え」ず、「リース料の支払に対応する期間物件の使用ができない場合でも、ユーザーは所定のリース料を支払うべき義務を免れないものと解せられる。」とし、Yらに対し、残存リース料相当の約定損害金の支払を命じた。

4. 1. 3 [裁判例の流れ]

ファイナンス・リース契約の法的性格に関する裁判例は、上にもみるように、必ずしもステレオ・タイプの判断が示されているわけではなく、当該訴訟の争点に即した多少便宜的ともいべき性格付けが示されている。

それらを大別すれば、①賃貸借であるとするもの、②法形式は賃貸借であるが経済的実質は金融であるとするもの、③無名(ないし非典型)契約であるとするものの3類型に分類することができる⁸⁾。

このうち①の判例としては、東京地判昭55.9.25(判時996号84頁)が挙げられる。また、②の判例としては、東京地判昭57.2.17(判時1051号109頁)、東京地判昭57.3.24(判時1056号208頁)が挙げられ、③の判例としては、東京地判昭57.4.27(判時1048号107頁)、東京地判昭57.7.16(別冊NBL no.11 185頁)、東京高判昭61.1.29(判時1185号104頁)が挙げられる。

このほか、②のカテゴリで「ファイナンス・リースであり、その実質は原告の機械購入資金の供与を目的とした金融」とするもの(東京地判昭61.8.29、判時1225号75頁)、また、「リース会社と売

⁸⁾ 庄政志「リースをめぐる判例法理」『金融法務事情』1130号、1986年、22頁参照、加藤雅信「リース取引の当事者」『金融法務事情』1130号、1986年、47頁参照。

主間、リース会社と借主間、売主と借主間の三個の別個独立した契約」とするもの（大阪高判昭58.8.10、判時1100号77頁）、あるいは、「形式上賃貸借の法律関係を利用しているものの、経済的には、所有権留保付で割賦購入する場合と同一の効果をもたらす」とするもの（東京地判昭56.12.21、判時1035号70頁）などがみられる。

4. 1. 4 [小括]

ファイナンス・リース契約には以下の特徴付けをすることができる。

- ① リース契約の目的物件は、ユーザーが決定し、賃借人指定のサプライヤーから賃貸人が購入してリースする
- ② リース物件の所有権はリース会社にあり、リース料は、リース物件の購入金額と金利、保険料、手数料等の諸経費のおおむね全部を賃貸人が回収するように定められている
- ③ リース期間中の中途解約が禁止されている
- ④ 賃貸人はリース物件の瑕疵担保責任を負わない
- ⑤ 賃借人がリース物件の保守管理義務や滅失、毀損の危険負担を負う

このような特徴を有するファイナンス・リース契約について、我が国では、民法および商法において明文化されていない。したがって、ファイナンス・リース契約の裁判実務においては、既に触れたように、当該訴訟の争点に即して多少便宜的ともいべき判断が示され、このことは、ファイナンス・リース契約の法的位置付けが未だ確立していないことを表している。

ファイナンス・リース契約は、外観上は賃貸借と類似するが、賃貸借契約においては、賃借人は賃借物件をその使用方法に従い使用収益することができることから、賃借人から賃貸人に支払われる賃料は、使用収益の期間に応じた対価ということができる。

しかし、上の①で示したように、リース契約は、ユーザー自らが予め導入を希望する物件を選定し、サプライヤーから当該物件の引渡を受け、リース会社は物件購入代金を負担し、これに金利、保険料、手数料等の諸経費を加えたものをリース料としてユーザーから回収する信用供与取引である。

具体的には、ユーザーがサプライヤーから物件の引渡を受けた後、当該物件を検査して借受証を交付した時点で、正当な引渡があったものとみなされ、リース会社は物件の購入代金をサプライヤーに支払い、リース期間が開始し、リース会社のリース料債権の全額が発生する（ユーザーには全額のリース料債務が発生する。）ことになる。つまり、ユーザーには、単に月々のリース料支払という形で期限の猶予が与えられているに過ぎないのである。

そうすると、リース料の支払とリース物件の使用収益とは対価関係にはないという帰結になる。

また、上記④で示すように、通常、目的物件につきリース会社の瑕疵担保免責特約が付されてい

る。

この特約において、リース会社は金融の目的で介入し、目的物件の性能その他には関与しない立場にあることから、判例（大阪地判昭49.10.8、別冊NBL 11.90頁他）、学説ともに、リース会社と販売会社とが同一である等の特殊事情がない限り、一般にその有効性を積極に解している。

すなわち、ファイナンス・リース契約におけるリース料は、②で示すように、物件の購入代金、金利、保険料、手数料等を合算し、そこからリース期間満了時の物件の残存価値を控除した金額がリース期間の中で支払われるよう算定されている。したがって、当該契約のユーザーからの中途解約は認められない。

また、借受証をリース会社に交付後は、リース物件を使用しない場合、あるいは瑕疵等によって物件が使用できない場合でもリース料の支払義務がある（東京高判昭61.7.17、金商751号5頁）。

5. リース取引の課税上の問題点

5. 1 リース取引に対する規制の検討

これまでにみてきているように、法人税法施行令第136条の3には、（日本型）レバレッジド・リースを含めたファイナンス・リース取引全般に対して、リース物件の所有権移転の有無、賃借人に有利な買取オプションの存否、売買的性格の有無、加速償却や償却方法等の問題といった、いわゆる租税回避行為を防止するための「課税の公平性」なる尺度が存在する。

しかし、本来、普遍的公平であるべきこの「課税の公平性」の尺度自体に潜在的問題が存在する。なぜなら、我が国の税制は制度が複雑な上に、実際の課税の判断については税務当局の意向次第という側面があり、税法上は問題がない筈であるのにも拘らず「通達」による「解釈」で更正処分を受けるケースがある⁹⁾。すなわち課税当局の「始めに課税ありき」とする、いわゆる「国庫主義的解釈」による恣意性の介在の問題である。

「課税の公平性」の尺度は、課税当局の視点を重視した片方の車輪のみで走行すべきものではなく、それに納税者の視点をも加えた両車輪で安定走行すべきものである。すなわち、「課税の公平性」とは、「徴税側の公平性」と「納税側の公平性」との両側面から成り立つものといえよう。

平成10年度の税制改正において、外国法人等の国外における業務の用に供するリース資産の減価償却は、リース期間中、定額法によることとされ、海外向けレバレッジド・リースの減価償却方法も変更を余儀なくされた。

この減価償却方法の変更は、海外向けのレバレッジド・リースを仕組む上においては大きなダメージとなるものであった。

⁹⁾ 例えば、国税不服審判所平成6年12月22日裁決（裁決事例集No.48-119頁）

国内の航空会社を対象としたレバレッジド・リースには限度があるところから、主力の海外取引向けレバレッジド・リースを狙い撃ちしたものであるが、減価償却方法の変更による、実質的な増税は民間部門から政府（公的部門）への当面の所得移転でもあることを十分に認識すべきであると考えるものである。

6. むすび

以上、税法上の適格リースについて、ファイナンス・リースの法的性質および課税上の問題点等を検討、考察をしてきたが、その本質は、リース料の損金算入金額およびこれとも密接に関係するリース期間と法定耐用年数という、極めて税務（税法）的問題に集約される。

なぜなら、リース料を決定する大きな要因はリース期間と残存価額であり、残存価額の多寡がリース料の額を左右し、このリース料が税務上は全額損金に算入することが認められるからである。

また、リースを利用する場合、ユーザーは自らの資金繰りの状況あるいは資産の保有状況等に基づいて、ある程度彈力的にリース期間を設定することができる。仮に、リース期間を法定耐用年数より短く設定することができれば、短く設定した分だけリース料を早期に損金処理するため、早期償却と同様の効果が得られることになり、早期の損金算入額に見合った課税所得額が軽減されることになるのである。

かつてはヘリコプターの法定耐用年数が2年であった。そのため、高収益を上げていた企業がこぞってこの多大な減価償却費を利用する目的で、ヘリコプターを購入し、多額の損金処理をしたため、やむなく国税庁は、ヘリコプターの法定耐用年数を5年に変更したことがあった。

この事実が示すように、減価償却は企業財務にも大きな影響力を与えるものであり、その意味では、戦略的にリースを活用することは、資金の効率的運用や利用金融機関の借入枠の維持を可能にする戦術としても適したものであるということができる。

とはいっても、資産を購入した場合とリースを利用した場合との租税負担の公平性が極端に損なわれることのないよう課税庁が不断の措置を施すのはいうまでもないところであり、それこそが、「課税の公平性」の尺度となるべきものである。